

魚津市告示第20号

魚津市児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱の一部改正について

魚津市児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する要綱（平成25年4月1日魚津市告示第47号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条（略） （申出） 第2条 児童手当から学校給食費等（法第21条第1項及び第2項に規定する徴収又は支払いをすることができる費用をいう。以下同じ。）を支払うことに同意する者は、当該支払に充てる最初の児童手当の支払期月の前月の20日までに、学校給食費等の徴収等に関する申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、これを確認し、徴収することができるときは、児童手当から徴収する学校給食費等の期間及び額について、児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（第2号様式）により、前項の申出をした者に通知するものとする。 3（略） （申出内容の変更又は撤回） 第3条 前条の申出をした者が、当該申出について申出内容の変更又は撤回をしようとするときは、当該申出内容の変更又は撤回の対象となる最初の児童手当の支払期月の前月の20日までに、<u>児童手当からの学校給食費等徴収（支払）変更・撤回申出書（第3号様式）</u>を市長に提出しなければならない。 第4条（略） 様式第1号（第2条関係） 【別記1】 様式第2号（第2条関係） 【別記2】 様式第3号（第3条関係） 【別記3】	第1条（略） （申出） 第2条 児童手当（<u>法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。以下同じ。</u>）から学校給食費等（法第21条第1項及び第2項に規定する徴収又は支払いをすることができる費用をいう。以下同じ。）を支払うことに同意する者は、当該支払に充てる最初の児童手当の支払期月の前月の20日までに、学校給食費等の徴収等に関する申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、これを確認し、徴収することができるときは、児童手当から徴収する学校給食費等の期間及び額について、<u>児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（第2号様式）</u>により、前項の申出をした者に通知するものとする。 3（略） （申出内容の変更又は撤回） 第3条 前条の申出をした者が、当該申出について申出内容の変更又は撤回をしようとするときは、当該申出内容の変更又は撤回の対象となる最初の児童手当の支払期月の前月の20日までに、<u>児童手当・特例給付からの学校給食費等徴収（支払）変更・撤回申出書（第3号様式）</u>を市長に提出しなければならない。 第4条（略） 様式第1号（第2条関係） 【別記1】 様式第2号（第2条関係） 【別記2】 様式第3号（第3条関係） 【別記3】

学校給食費等の徴収等に関する申出書

魚津市長 宛

私は、児童手当法第21条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し上げます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、下記のとおり児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

記

児童氏名	生年月日	学校・園名	児童手当から支払う 費用	支払期限

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

備考

- ・この申出書は、児童 1 人につき 1 枚提出してください。

学校給食費等の徴収等に関する申出書

魚津市長 あて

私は、児童手当法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、下記のとおり児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

記

児童氏名	生年月日	学校・園名	児童手当から支払う 費用	支払期限

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

備考

- ・この申出書は、児童 1 人につき 1 枚提出してください。

第 号
年 月 日

魚津市長

児童手当法第21条第1項、第2項の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

徴収（支払）の内容

[illegible]

第 年 月 号

魚津市長

・ に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
特例給付

児童手当

特例給付

記

徴収（支払）の内容

[illegible]

第 3 号様式（第 3 条関係）

整理番号

魚津市長 宛

変更
・ 申出書
撤回

児童手当からの学校給食費等徴収（支払）

私は、児童手当法第21条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて行った学校給食費等の徴収（支払）について、下記のとおり申し出ます。

記

1. 申出の別 申出の変更 ・ 申出の撤回

2. 変更の場合

児童氏名	生年月日	学校・園名	児童手当から支払う費用	支払期限
			変更前	変更前
			変更後	変更後

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

備考

- ・この申出書は、児童 1 人につき 1 枚提出してください。

整理番号

児童手当 変更
 ・ からの学校給食費等徴収（支払） ・ 申出書
 特例給付 撤回

記

1. 申出の別 申出の変更 申出の撤回

児童氏名	生年月日	学校・園名	児童手当から支払う費用	支払期限
			変更前	変更前
			変更後	変更後

年 月 日

住 所

氏 名

・この申出書は、児童1人につき1枚提出してください。

附 則

（ 施行期日 ）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（ 経過措置 ）

- 2 この規則による改正後の規定は、令和 6 年10月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年 9 月以前の月分の児童手当及び特例給付の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。